

令和3年度 公文書開示（令和4年1月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R3. 11. 12	R4. 1. 7	平成30年10月16日付30教指企第928号「平成31年度オリンピック・パラリンピック教育の実施について（通知）」	5	1														教育庁指導部管理課
2	R3. 11. 12	R4. 1. 7	都立桜修館中等教育学校、新宿区教育委員会、杉並区教育委員会及び八王子市教育委員会より受領した学校連携観戦に参加した生徒の感想	10		1				1								【生徒写真】個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	教育庁指導部管理課
3	R3. 11. 12	R4. 1. 7	9月9日の都教育委員会定例会に都教委指導部の役人らが“報告事項”として出した文書は、「支え合うことの大切さ」等に触れた「参加した児童・生徒・校長の肯定的な感想」だけを宣伝し、オリパラ教育や観戦に否定的な意見や感想には一切言及していない。 そこで、「パラ観戦動員に参加した児童・生徒・校長を含む教職員のオリパラ教育や観戦に否定的な意見や感想」を含む、都教委が収集・入手した「パラ観戦動員に参加した児童・生徒・校長を含む教職員のオリパラ教育や観戦に肯定的・否定的・どちらでもない等の、全ての意見や感想」について、 ・原本に当たる文書 ・都教委が都教委指導部の役人らが●●氏と●●氏に報告したりレクチャーしたりした文書で重複しない文書						1								請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	
4	R3. 11. 14	R4. 1. 12	・令和3年8月23日付3教指企第905号「学校連携観戦に係る新型コロナウイルスPCR検査の実施について」 ・令和3年8月23日付3教指企第890号「東京2020大会における学校連携観戦に係る予備用マスクの配布について（通知）」 ・令和3年8月24日付3教指企第913号「東京2020大会における学校連携観戦に係る感染症対策等の徹底について（通知）」 ・令和3年7月7日付3教指企第573号「東京2020大会における学校連携観戦に係る物品の配布について（通知）」	1	1													教育庁指導部管理課	
5	R3. 11. 15	R4. 1. 14	・ア3■■■■■第319号 教職員の服務事故について（報告） ・■■■■■主幹教諭■■■■■の服務事故に関する事情聴取書 ・■■■■■主幹教諭■■■■■の服務事故に関する事情聴取書 ・■■■■■主幹教諭■■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書 ・■■■■■主幹教諭■■■■■の服務事故に関する関係者の事情聴取書 ・3教人職第1457号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮詢） ・3懲分審第12号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申） ・3教人職第1489号 ■■■■■主幹教諭に対する懲戒処分等について ・3■■■■■第586号 教職員の服務事故について（報告） ・■■■■■養護教諭■■■■■の服務事故に関する事情聴取書 ・■■■■■養護教諭■■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書 ・3教人職第1493号 ■■■■■教員に対する懲戒処分等について ・3■■■■■第535号の2 教職員の服務事故について（報告） ・■■■■■主任教諭■■■■■の服務事故に関する事情聴取書 ・■■■■■主任教諭■■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書 ・■■■■■主任教諭■■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書 ・3教人職第1491号 ■■■■■主任教諭に対する懲戒処分等について	1		1				1			1				・当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる）こととなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・懲戒分限審査委員会への諮詢又は懲戒分限審査委員会からの答申の段階での案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため	教育庁人事部職員課	
6	R3. 11. 17	R4. 1. 14	戸山地区学園特別支援学校（仮称）土壤概況調査委託設計書	1		1							1				予定価格については、公にすることにより、今後の契約に際し、予定価格が類推され、契約事務における公正性及び競争性の確保に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部特別支援教育課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R3.12.6	R4.1.17	・練馬区教育委員会から送られたメール及びその添付文書 ・練馬区立中学校における不適切な個人情報の取扱いについての報告	1		1									1				【練馬区教育委員会職員のメールアドレス】 職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【添付ファイルのパスワード】 当該情報は、公にすることにより、セキュリティ保護に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【中学校名、学年、校長名及び副校長名】 関係団体が所管する事案に関する情報であって、公にすることにより、関係団体からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
8	R3.11.22	R4.1.18	・東京都教育庁が受領した「東京2020大会における学校連携観戦のキャンセルについて」 ・令和3年8月2日付3教指企第718号「学校連携観戦に係る配券割当案の確認等について」	1	1														教育庁指導部管理課	
9	R3.11.25	R4.1.24	・令和3年7月5日付3教指企第557号「東京2020大会における学校連携観戦に係る意向調査について（依頼）」及び都立永福学園及び武蔵村山市教育委員会からの回答 ・令和3年8月2日付3教指企第718号「学校連携観戦に係る配券割当案の確認等について」及び都立永福学園からの回答	1		1				1				1				【提出先メールアドレス】 職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【配券割当一覧の医ケア引率者及び車いす席の欄】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁指導部管理課	
10	R3.11.25	R4.1.24	11月12日に請求しなかった件で、児童生徒のオリパラ観戦に対し、都民（保護者、児童生徒、現元教諭）や区教委や都の公立学校（生・保の声を集めて）から都教委に寄せられた中間的、否定的・批判的な意見（これまで開示頂いた肯定的意見を除く）					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず存在しないため	教育庁指導部管理課		
11	R3.11.25	R4.1.24	令和3年11月25日の定例会報告資料（1）2022年度予算見積の①P2とP11のオリパラ教育のレガシーでオリンピアン等の学校派遣12億8700万円を使う3つなどの事業の詳細（特に夢未来プロジェクトの日本人としての自覚）を記した文書（内容や額の内訳） ②学校マネジメント強化事業21億9500万円、③負担の大きい業務を担う教員の時数軽減（20億5600万円）の事業の内容や金額の内訳の詳細を示す文書の内、予算案に係る資料				1							1	1			・予算案に関する情報は、都の内部における予算編成作業の一連の過程における未成熟な情報を記載したものであり、公にすることにより、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため ・積算に関する情報は、公にすることにより、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務課教育政策課	
12	R3.11.25	R4.1.24	本日の定例会報告資料（1）2022年度予算見積の①P2とP11のオリパラ教育のレガシーでオリンピアン等の学校派遣12億8700万円を使う3つなどの事業の詳細（特に夢未来プロジェクトの日本人としての自覚）を記した文書（内容）														東京都のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため、東京都教育委員会情報公開事務取扱要綱第3条第5項第6号に基づき、却下する。	教育庁指導部管理課		

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R4. 1. 13	R4. 1. 24	令和3年11月22日文部科学省発表の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」において、教育機関でのマスクの着用が推奨されているが、マスク着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等を提示してください。					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず存在しないため	教育庁総務部 総務課	
14	R4. 1. 11	R4. 1. 25	令和元年6月18日付「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」にかかる以下の文書（データ） ・管内自治体への依頼文 ・自治体からの回答 ・自治体回答分をとりまとめ国に回答したデータ 対象については、国の通知によるもののほか、以下も含める ・国の通知文書に先行した都道府県独自の調査・回答（依頼一式） ・国の通知文書に合わせた都道府県独自の調査・回答（依頼一式）					1											実施機関で左記口に基づいて対応した請求に係る公文書は令和元年に作成した1年保存の文書で、令和3年4月に廃棄済みで存在しないため。なお、令和元年6月18日付「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」及び上記イに基づいて対応した文書は作成しておらず、存在しない	教育庁指導部 管理課
15	R4. 1. 11	R4. 1. 25	・令和2年9月9日付2教地義第901号「交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について（依頼）」 ・令和2年10月5日付2教地義第959号「交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について（回答）」	14	1														教育庁地域教育支援部義務教育課	
16	R4. 1. 11	R4. 1. 25	区市町村からの回答	107		1										1			調査対象者の電子メールアドレスについては、公にすることにより、業務に関連のない連絡をされる等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁地域教育支援部義務教育課
17	R4. 1. 13	R4. 1. 26	・令和3年12月24日付3教指企第1656号「令和3年度卒業式及び令和4年度入学式等の実施について（通知）」 ・令和3年12月24日付3教指企第1657号「新型コロナウイルス感染症対策を施した令和3年度卒業式及び令和4年度入学式等の実施について（通知）」	1	1														教育庁指導部 管理課	
18	R4. 1. 13	R4. 1. 26	令和3年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰審査会資料	1		1					1				1			【行為・実績の概要、活動内容・功績・業績・徳行、評価案及びコメント】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため ・当該情報は、東京都教育委員会が実施する表彰に係る審査に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【氏名等の公表を希望していない児童・生徒及び表彰を受けていない児童・生徒に関する情報の全て】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁指導部 管理課	
19	R4. 1. 13	R4. 1. 27	「令和4年度東京都立高等学校入学者選抜（第一次募集・分割前期募集）学力検査等実施上の注意について（第一版）」（令和4年1月11日付3教学高第2658号）	1		1									1			開示対象としない部分については、都立高等学校入学者選抜業務の適切な運営に関する情報であって、公にすることにより、その入学者選抜業務の適正かつ公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	